

大臣認定申請用書類 作成要領（材料）

2020年1月より指定建築材料の大臣認定申請（国交省との手続き）は、「オンライン申請」（電子データ）にて行われることになりました。なお現状の「オンライン申請」システムでは申請者による手続きができませんので、性能評価機関を通して行うこととなります。

「オンライン申請」では、これまでと同様に下記に示す書類が必要となります。

①、②については、記載事項を確認の上、郵送または持参してください。③はUHECにて用意いたします。④～⑥については、報告委員会に提出いただいた電子データ（PDF）を使用して申請いたします。また2021年1月より申請者欄の押印は不要といたします。

①構造方法等の認定申請書 **（HP:構造方法等の認定申請書一式を参照してください。）**

- ・申請者の住所、氏名は性能評価書と同じとしてください。
- ・日付は記入しないでください。
- ・収入印紙（2万円）は貼らないで、クリップ止めとしてください。

②委任状 **（HP:構造方法等の認定申請書一式を参照してください。）**

- ・申請者の住所、氏名は性能評価書と同じとしてください。
- ・日付は記入しないでください。

③性能評価書

- ・UHECで原本保管したものをご用意いたします。

④別添、別表・付表

⑤製造マニュアル、社内規格

- ・共同申請の場合の社内規格は、建設会社の社内規格のみをご用意ください。

⑥参考資料 **（国交省より参考資料として提示を求められています。）**

- ・工場の日本工業規格適合認証書及び付属書
- ・自社と第三者試験機関の試験結果比較の考察
- ・第三者試験機関の試験結果報告書及びISO/IEC 17025に基づく登録証
- ・申請概要書

